

『遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更』に関する Q&A

Q 1 対象の建設資材のうち、通常、当該適用単価地区以外のプラント会社から調達していた建設資材についても本試行の対象になるか。

A 1 平常時の輸送元である場合は、本試行の対象外になります。

Q 2 仮設材を遠隔地から調達する場合、設計変更の対象となる運搬距離はどこになるか。

A 2 実際の搬入元（基地：リース会社等）から工事現場までの運搬費が設計変更の対象になります。

Q 3 対象の建設資材の運搬費について、有料道路利用料を含めて良いか。

A 3 高速道路等の有料道路を利用について必要性等を踏まえ、発注者が個別に判断してください。